

長岡市高齢者のための生活支援サービス集に掲載するサービスに関する要領  
(趣旨)

第1条 長岡市高齢者のための生活支援サービス集(以下「サービス集」という。)に掲載する内容の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 別に定める「長岡市高齢者のための生活支援サービス集に掲載するサービスに関する基準」のとおりとする。

(掲載の期間)

第3条 掲載期間は、1年単位を基本とする。

2 掲載開始日及び終了日は、別途市長が定める。

3 市長は、掲載の更新を認めることができる。

(掲載の申込み)

第4条 掲載の許可を受けようとする事業主(以下「申請者」という。)は、長岡市高齢者のための生活支援サービス集掲載申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

(掲載決定等)

第5条 市長は、第4条の申込書を受け付けたときは、速やかに申請者及び掲載案の内容を審査し、掲載の可否を決定する。

2 市長は、必要があると認めるときは、掲載内容の修正を申請者に求めることができる。

(掲載内容の更新)

第6条 掲載内容の更新は、次に掲げる事項によるものとする。

(1) 市による更新希望確認

(2) 事業主からの申出

(事業主の責任)

第7条 掲載内容に関する責任は、事業主が負うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月10日から実施する。